# 令和元年11月市議会 教育厚生委員会資料

# 第232号議案 第233号議案

# 公の施設の指定管理者の指定について (長崎市立老人福祉施設)(再公募施設)

第232号議案 長崎市立さくら荘 第233号議案 長崎市立東望荘

目	次	•	<b>%—</b> :	ジ
1	経過	1		
2	指定管理者候補者の選定	2	~	12
3	指定の期間	12	. ú	
	多考】 定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)······	13	~	17
指	定管理者募集要項 ······	18	~	34

中央総合事務所 東総合事務所

令和元年12月



#### 1 経過

# (1) 公募結果と応募制限の見直し

長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘については、他の老人福祉施設と同様に公募を行ったものの、最終的に応募がなかった。

そこで再公募にあたり、当初の公募と同じ条件で実施した場合、応募がない恐れもあることから、長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針に規定している「同種の施設内(文化ホール、公園、駐車場、老人福祉施設等)での複数の応募はできない」との制限について、応募団体がいない場合はすでに他の老人福祉施設へ応募した団体についても応募することが可能とするよう取扱いを変更し、次のとおり再公募を行った。

# (2) 再公募期間

令和元年10月9日(水)~11月7日(木)

### (3) 再公募の結果

施設	応募団体数
長崎市立さくら荘	1 団体
長崎市立東望荘	3 団体

# 長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針(抜粋)

(R元.10.4改正)

改正前	改正後
Ⅲ 指定管理者制度導入の手続	Ⅲ 指定管理者制度導入の手続
2 指定管理者公募の手続	2 指定管理者公募の手続
(3)公募の単位	(3)公募の単位
(略)	(略)
また、施設ごとの公募につい	また、施設ごとの公募について、
て、同種の施設内(文化ホール、公	同種の施設内(文化ホール、公園、
園、駐車場、老人施設等)での複数	駐車場、老人施設等)での複数の応
の応募はできないこととする。	募はできないこととする。 <u>ただし、</u>
	公募の結果、応募団体がいない場合
	<u>は、この限りではない。</u>
	<u></u>

# 2 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定の方法 公募による選定
- (2) 選定の経緯
- ア 長崎市立さくら荘
  - (ア) 指定管理者候補者の概要

a 名 称 オリエンタル・ビル管理株式会社

b 所 在 地 長崎市五島町5番36号

c 代 表 者 代表取締役 熊井 良典

d 設立年月日 昭和37年5月8日

- e主な事業
- (a) ビル建物の環境衛生一般管理清掃、空気環境測定、貯水槽の清掃・消毒・ 塗装、ねずみ・害虫駆除、機械・電機等の施設管理、保安警備業務等の総合 管理業務
- (b) 室内装飾及び整備
- (c) 公衆浴場の管理・運営 等
- (イ) 応募団体数 1団体
- (ウ) 提案の概要
  - a 事業計画概要

·		
	平価項目	第一順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル管理株式会社
	基本方針	①スローガン「すべては『また来たい』と帰って頂くために」 に向かって、設置目的の理解、安心・安全・快適、サービ ス向上、法令遵守、効率的な運営の面から管理運営に取り 組む。
基本事項		①公の施設であることを十分理解し様々な観点から「平等・公平・公正」な利用を確保する。 ②管理運営に当たっては、正当な理由がない限り、利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を優先することの無いようにすることを徹底し、すべての利用者がそれぞれの目的で利用ができるよう管理運営を行う。
	平等利用の確保	③相手の尊厳を最大限に尊重し、親切丁寧な対応を行う。不適切な利用や要望をする利用者に対しても根気強く理解を求め、特定の利用者の意見に偏らないよう配慮する。 ④「他人に危害を与える恐れがあると認められる者」や「公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある者」に対しては毅然とした対応をとる。

評価項目		第一順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル管理株式会社
	平等利用の確保	⑤利用希望団体や時間帯が重複する場合は事前に協議し調 整する。
基本事項		①利用許可申請書などで取得する場合は緊急時の連絡に使 用するなど利用目的を明確にする。
	個人情報の保護	②取得した個人情報はさくら荘のみの情報として取り扱う。 ③業務を委託する場合、委託先に対し当該個人情報を漏洩・
		流出させたり不正に利用したりしないよう、個人情報保護 を明記した契約書を取り交わし保護の徹底を図る。
		①開館時間は利用者利便性向上のため30分早く開館する。
		②健康相談などの各種相談業務について、介護福祉士の資格
	,	を持った職員に気軽に相談できる体制を整備する。
		③アンケートや日常会話から利用者の要望に沿った内容で
		教養講座を計画し実施する。
	施設の設置目的	④近隣の中学生や保育園児との世代間交流を実施する。
	と計画	⑤老人クラブ連合会東部三地区や町内会、自治会と密接に連
		携を取り、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地
		域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。
		⑥施設長会議へ参加し、課題や情報を交換・共有し、施設運
		営に反映させる。
		①利用者の立場ですべての物事をとらえ、利用しやすい施設
事業計画		にすることを念頭に置き管理運営に取組む。
7-XIII —		②「正確性」「迅速性」「柔軟性」「快適性」「好印象」の5つ
		の基本を職員へ周知・教育し実践することにより、ホスピ
	サービスの向上	タリティの向上を図る。
		③「事故が起こらないようにするための取組」や「事故が起
		こった時を想定した取組」を教育する。
		④災害時には立ち入り禁止等の処置を講じ、長崎市及び地元
	·	自治会との連携により速やかに周知し、共に対応策を協議
		する。
		①現地調査や利用者アンケートの分析、職員への聞き取り調
		査、利用者数や収支状況などを参考資料としたセルフモニ
	評価と改善	タリングを行う。
,	H	②トラブルやクレーム、事故等が発生した際は、速やかに状
		況を報告させ問題解決に向け取組み、また、管理運営状況
		に応じて、改善を講じる。
管理運営	人員配置	①常時2名 (繁忙期等は増員)
体制	八只比但	②全職員を対象に研修を実施する。

評価項目		第一順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル管理株式会社
,		①施設管理業務については、無理な縮減は行わない。
	収支計画·	②様々な消耗品を当社関連事業と併せて一括購入すること
	施設管理	で単価を抑える。
		③施設の異常箇所を早い段階で発見し、早期対応を行う。
管理運営	,	①安全マニュアルを整備し、全職員が対応できるように指
体制	,	導・教育する。
	,	②年2回の消防訓練、AED等の講習を受講する。
		③開館中は職員による定期的な巡回を実施し、異常を発見し
	ᄧᅀᇠᄼᆉᇅ	た場合は、警察・消防・当社管理部へ通報する。
	緊急時の対応	④夜間及び休館日に関しては、事務室へ機械警備を導入し、
		警備業者による建物周辺のパトロールを実施する。
	- -	⑤職員の防犯意識向上に向けた教育を実施する。
-		⑥警察や消防など関連機関との協力関係を日常的に構築す
· ·	. :	る。

# b 管理運営体制 管理者1名 職員1:

# c 提案金額(指定管理料)

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
8, 516	8, 516	8, 516	8, 516	8, 516	42, 580

# イー長崎市立東望荘

(ア) 指定管理者候補者の概要

a 名 称 オリエンタル・ビル管理株式会社

b 所 在 地 長崎市五島町5番36号

c 代 表 者 代表取締役 熊井 良典

d 設立年月日 昭和37年5月8日

e主な事業

- (a) ビル建物の環境衛生一般管理清掃、空気環境測定、貯水槽の清掃・消毒・ 塗装、ねずみ・害虫駆除、機械・電機等の施設管理、保安警備業務等の総合 管理業務
- (b) 室内装飾及び整備
- (c) 公衆浴場の管理・運営 等
- (イ) 応募団体数 3団体
- (ウ) 提案の概要
  - a 事業計画概要

	評価項目	第一順位	一	かた 一 川玉 たし
		第一順江	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
基本事項	基本方針	① スローボー では はい	テム構築のため、東 長崎地区の高齢者の 「生活支援」と「介	の交流の場として 位置付ける。 ②高齢者の生きがいり うる性活習会など の画し、民生委員・児 童委員協議会、、児 会、、中学校とのつ

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
		①公の施設であることを十分理解し様々な観点から「平等・公平・公正」な	①既に利用されている方の利用方法、利用内容、回数等を把握したい。また、新	①東長崎全域から気 持ちよく利用でき るよう、地域・知人 等によって利用の
		利用を確保する。 ②管理運営に当たっ ては、正当な理由が ない限り、利用を拒	規の方については 意見を聴取し、既存 の利用者との調整 をしていきたい。	便宜を図る等の行 為をしない。 ②すべてにおいて公 明正大に行う。
		まず、特定の個人や 団体の利用を優先 することの無いよ うにすることを徹 底し、すべての利用	②運営実績等を日誌 等に記録し、各利用 者の利用方法や回 数の希望及び心身 の状態に寄り添い	
基本事		者がそれぞれの目 的で利用ができる よう管理運営を行 う。 ③相手の尊厳を最大	ながらも不公平感のない対応を心掛けたい。	
項	平等利用の確保	限に尊重し、親切丁 寧な対応を行う。不 適切な利用や要望 をする利用者に対 しても根気強く理		
		解を求め、特定の利用者の意見に偏らないよう配慮する。 ④「他人に危害を与え		
		る恐れがあると認められる者」や「公の 秩序又は善良な風俗 を乱す恐れがある		
`		者」に対しては毅然 とした対応をとる。 ⑤利用希望団体や時間帯が重複する場合は事前に協議し		
		調整する。		

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
基本事項	個人情報の保護	① ② ③ ③ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	法令省をのを個取開個除応クをびガ守護本情保行の、のにイしを針のの、のにイしを針の、で行ったが、ででが、の順保基人にで報の、のででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の
事業計画	施設の設置目的と計画	① ② ③ ③ ④ ⑤ ⑤ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ② ② ⑥ ②	① おおり では、	① では、

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
		⑥施設長会議へ参加 し、課題や情報を交 換・共有し、施設運営 に反映させる。	④医療、介護、リハビリ、栄養などの専門職がそれぞれテーマを決めて講座を行い	望・意見などについ て真摯に対応し、利
	施設の設置目的 と計画		たい。 ⑤近隣の小中学校、幼稚園等と協議し、世代間交流を行う。 ⑥各関係機関主催の会合等にも積極的に参	用しやすい施設であるために努力する。
-			加したい。また、生計困難者に対する相談支援も行っている。	
事業計画		①利では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	①利用保護の選挙を表示を利用に対して、 大学の関連の対象を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	① 取り できます できます できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり
	サービスの向上	取組」や「事故か起こった時を想定した取組」を教育する。 ④災害時には立ち入り禁止等の処置を講じ、長崎市及び地	たはピヤリハットとしてとらえ把握し記録する。仮に苦情があった場合は利用者と施設で話し合い、解決が困難であれば第三者の介入を求	・マスクを看用する。 ④利用者等の要望の 把握のため、意見・ 要望箱を設置する。 意見は東望地区老人 クラブ連合会との連 絡協議会で審議を行
		元自治会との連携 により速やかに周 知し、共に対応策を 協議する。	め、または行政への 報告を行う。	い対応し、必要に応じ市と協議する。
: .				

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
			<ul><li>④災害、防犯対策を確実に行い、職員の防災意識を高める研修を実施する。なお、設備の保守点検等は</li></ul>	止のため、利用者へ の挨拶、声掛けを実 施する。また、セク
			専門業者に委託し、 異常があれば早急に 対処する。 ⑤天候の状態を把握	ント、パワーハラス メント等の規定の 掲示を行う。
	   サービスの向上 		し、通所が困難であ れば、早めに休館を 利用者へ周知する。	アルを作成し、職員への教育を徹底する。
*				⑦施設周囲が土砂災 害特別警戒区域並び に土砂災害警戒区域 に指定されているた
業計画				め、避難レベルに応 じ閉館する。また、 避難所指定の解除を 提案する。
		①現地調査や利用者 アンケートの分析、 職員への聞き取り調 査、利用者数や収支 状況などを参考資料	①アンケートで意見 を聴取し、とりまと めた内容を団体の幹 部又は各部署の会議 で対策を検討し、業	①利用者の身近な相談窓口となる。 ②高齢者等の生活上の困りごと、手伝ってもらいたいことな
	評価と改善	としたセルフモニタ リングを行う。 ②トラブルやクレー ム、事故等が発生し	務改善につなげる。 ②職員の接遇に対す る意識を高め改善す るため、職員ごとの	どの相談を受け、場合により悪質業者に 騙されないように注
:		た際は、速やかに状況を報告させ問題解 決に向け取組み、また、管理運営状況に	チェックシートを作成し、自己評価、接 退委員の評価及び各部署管理者の評価を	意喚起する。 ③相談内容によっては、地域包括支援センター等への報告を
- cote		応じて、改善を講じる。 ①1日2~3人配置	持ち寄り、接遇改善 委員会を開催する。 ①1日1~4人配置	行い、支援の一助と なるようにする。 ①1~2人常駐
管理運		(繁忙期は増員) ②全職員を対象に研修を実施する。	(常勤職員1名、非常 常勤職員2名、非常 勤管理者1名)	②ヒヤリハット報告 を徹底し、職員間の 共有とともに、利用
営体制	人員配置			者へも注意喚起を 行う。

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
			②法人の年間研修計 画に東望荘の職員も 参加させる。東望荘	③接遇について研修 を実施し、接遇マニ ュアルを常備する。
	人員配置		で独自に行った方が 良いと思われる点 は、その都度企画実	<ul><li>④時節柄感染、食中毒</li><li>発生関連の研修、防火・防災に関する研</li></ul>
			施する。	修を行う。
		①施設管理業務については、無理な縮減は行わない。	①可能な限り経費を 抑えながら、利用者 の安全、安心の確保	①公金の公正な利用 と効率的な運用を行 うことで、利用者目
		②様々な消耗品を当 社関連事業と併せ	の女主、女心の確保 を両立させることを 重点において計画し	線で改善に努める。 ②施設の保守点検等
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て一括購入することで単価を抑える。	ている。 ②金銭の収入、支出に	について、有資格者 を配置し、環境美化
	収支計画・	③施設の異常箇所を 早い段階で発見し、 早期対応を行う。	ついては団体の本部 の顧問の公認会計士 及び経理担当者と連	に努めるほか、法令 で定められる回数を 遵守する。
管理	施設管理		携しながら透明性を 確保する。	③修繕について、自社 で可能な改修は自社
運営			③施設の保守点検等 については、必要に 応じて市と協議し	対応とし、専門業者 に依頼するものは修
体制			ながら進めていき たい。専門業者が必	④清掃に関しては、清 掃従事者を配置す
			要な保守点検は業者に委託する。	る。(1日4時間)
		①安全マニュアルを 整備し、全職員が対 応できるように指	①事故、災害時の団体 の本部との連携を 確実なものとする	①地域並びに利用者 にとって安全で安 心な施設づくりに
		導・教育する。 ②年2回の消防訓練、	ため連絡網を整備 する。また、緊急時	努める。緊急時の対 応については、消防
		AED等の講習を受講する。 ③開館中は職員によ	のマニュアルを整 備する。 ②消防署と相談し、消	局が作成している マニュアルを応用 する。
	緊急時の対応	る定期的な巡回を実 施し、異常を発見し	防訓練が可能であれば実施する。また	②職員不在の時間帯 は機械警備を専門
		た場合は、警察・消 防・当社管理部へ通 報する。	管理者及び職員の 防犯意識を高める ために研修会を開	業者に委託する。
	. ,	干以 かい しゅ	催する。	
	. *			

	評価項目	第一順位	第二順位	第三順位
大項目	中項目	オリエンタル・ビル 管理株式会社	社会福祉法人扶早会	エムアンドエム長崎 株式会社
管理運営体制		④夜間及び休館日に 関しては、事務室へ 機械警備を導入と 養備をよる ののは、事務と ののは ののは ののは ののは ののは ののは ののは ののは ののは のの	③警備・保安対策として、戸締りを徹底し、 行政からの防災メールに登録し、不審者 等の情報を収集する。	

# b 管理運営体制

管理者1名 職員1名

# c 提案金額(指定管理料)

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
9, 518	9, 518	9, 518	. 9, 518	9, 518	47, 590

# (3) 指定管理者候補者選定審査会による審査

ア 審査会の人数 5人

イ 審査会の構成

会 長 潮谷 有二 長崎純心大学人文学部 学部長 長崎大学生命医科学域(医学部)教授 井口 職務代理者 茂 シノブ 長崎市民生委員児童委員協議会理事 片山 委 員 委 健一郎 長崎市老人クラブ連合会副会長 北野 員 委 昌 佐藤 誠三 九州北部税理士会長崎支部理事

#### ウ 審査経過

回数	開催日	内 容			
第1回	令和元年7月25日	会長及び職務代理者の選出			
		指定管理者制度及び施設の概要説明			
		募集要項の説明及び協議			
第2回	令和元年8月8日	選定審査方法の説明及び協議			
,		現地視察			
第3回	令和元年10月10日	面接審査			
		(長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘を除く)			
第4回	令和元年10月12日	指定管理者候補者の選定			
		(長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘を除く)			
第5回	令和元年11月14日	再公募に係る面接審査			
		再公募に係る指定管理者候補者の選定			
		※委員1名欠席			

#### エ 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接に基づき 評価を行った。

評価の結果、合計点数が最も高い団体を第一順位として選定し、指定管理者として適当と思われる団体の順位付けを行った。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、すべての審査において団体名を伏せて実施した。

### 才 審査会総評

長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘の2施設については、再公募を行い、長崎市立さくら荘に1団体、長崎市立東望荘に3団体の申請があった。

面接審査においては、各申請団体へ事業計画書に記載の提案内容に対する具体的な説明や質疑応答を行い、老人福祉施設の指定管理者候補者として適当であるか厳正に審査を行った結果、両施設について同一団体が第一順位者となった。

同団体は老人福祉施設の運営にあたって、適正な管理及び運営の能力を有していると判断している。

今後、地域の事業者等と社会福祉の分野で専門的なネットワークを強化しながら、各施設の実情に対応した施設運営にあたっていただきたい。

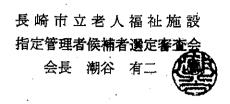
### 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

# 指定管理者候補者選定審查会審查報告書(写)

令和元年11月18日

長崎市長 田上 富久 様



# 長崎市立老人福祉施設指定管理者候補者選定審査会における審査結果について(報告)

長崎市立老人福祉施設の指定管理者の指定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査 結果について次のとおり報告します。

#### 1 審査結果

施設名称	団体名		
長崎市立さくら荘	第一順位 オリエンタル・ビル管理株式会社		
	第一順位 オリエンタル・ビル管理株式会社		
長崎市立東望荘	第二順位 社会福祉法人 扶早会		
	第三順位 エムアンドエム長崎株式会社		

# 2 選定審査会の構成

長 潮谷 有二 長崎純心大学人文学部 学部長 教授 . 会 井口 茂 長崎大学生命医科学域(医学部)教授 職務代理者 員 片山 シノブ 長崎市民生委員児童委員協議会理事 委 北野 健一郎 長崎市老人クラブ連合会副会長 委 萯 委 員 佐藤 誠三 九州北部税理士会長崎支部理事

#### 3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接に基づき評価を行いました。

評価の結果、合計点数が最も高い団体を第一順位として選定し、以下、指定管理者として適当と思われる団体の順位付けを行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、すべての審査において団 体名を伏せて実施しました。

#### 4 審査の経緯

回数	開催日	内 容		
第1回	令和元年7月25日	会長及び職務代理者の選出		
		指定管理者制度及び施設の概要説明		
		募集要項の説明及び協議		
第2回	令和元年8月8日	選定審査方法の説明及び協議		
		現地視察		
第3回	令和元年 10 月 10 日	面接審查		
		(長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘を除く)		
第4回	令和元年 10 月 12 日	指定管理者候補者の選定		
		(長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘を除く)		
第5回	令和元年 11 月 14 日	面接審查		
		指定管理者候補者の選定		

# 5 申請団体

施設名称	団体名
長崎市立さくら荘	オリエンタル・ビル管理株式会社
長崎市立東望荘	オリエンタル・ビル管理株式会社
	社会福祉法人 扶早会
	エムアンドエム長崎株式会社

# 6 審査結果(委員5人中4人による採点結果は別紙のとおりです。)

施設名称	団体名	内 容
長崎市立さくら荘	第一順位	・老人福祉施設の目的を理解し、管理運営にあ
	オリエンタル・ビル	たってのスローガンがわかりやすく、これま
	管理株式会社	での指定管理者としての運営経験が生かされ
1		るものと期待している。
-	•	・開館時間を30分早める提案を行うなど、利
, ,		用者のサービス向上に努める提案内容となっ
	· .	ている。
長崎市立東望荘	第一順位	
	オリエンタル・ビル	【長崎市立さくら荘の記載内容と同じ】
	管理株式会社	

施設名称	団体名	内 容
長崎市立東望荘	第二順位	・健康相談など各種相談に対する専門職(医
,	社会福祉法人 扶	師、看護師、管理栄養士など)による対応や、
	早会	団体においてすでに構築している地域包括支
		援センター、民生委員、社会福祉協議会等と
		連携が可能な取り組みは評価できる。
		・指定管理者としての運営経験がないことか
		ら、事業計画の内容について具体性に欠けて
		いることは否めない。
. ,	第三順位	・施設所在地周辺の実情を把握しており、地域
	エムアンドエム長	との連携の面で評価できる。
	<b>崎株式会社</b>	・団体として幅広い事業を展開しているが、指
,		定管理者として施設を運営するにあたり、提
		案内容の一部について施設の目的に沿ってい
AL.		るか懸念がある。
·	<u> </u>	

#### 7 審査会総評

長崎市立さくら荘及び長崎市立東望荘の2施設については、再公募を行い、長崎市立さくら荘に1団体、長崎市立東望荘に3団体の申請があった。

面接審査においては、各申請団体へ事業計画書に記載の提案内容に対する具体的な説明 や質疑応答を行い、老人福祉施設の指定管理者候補者として適当であるか厳正に審査を行った結果、両施設について同一団体が第一順位者となった。

同団体は老人福祉施設の運営にあたって、適正な管理及び運営の能力を有していると判断している。

今後、地域の事業者等と社会福祉の分野で専門的なネットワークを強化しながら、各施 設の実情に対応した施設運営にあたっていただきたい。

	評価項目		哲	点	第一順位		
区分			各委員	全体 (×4名)	オリエン ビル管理 社		
	1 基本事項			12	48	17 a 18 a	. 48
	基本方針	当該施設の管理運営業 て、施設の設置目的等 基本方針・理念を持って	こ合った	. 4	16		16
	平等利用の確保	施設の利用に関し、公保する考え方と方策が記るか		4	16		16
	個人情報の保護	施設の利用者の個人情報 に関する措置は適切か	級の保護	4	16		16
	2 事業計画			24	96		95
	施設の設置目的 と計画	施設の効用を最大限に多施設の設置目的に沿った 得られるものであるか		8	32		31
技術点	サービスの向上	施設の利用者の増加や利 高めるための提案である		12	48	,	48
	評価と改善	事業の提案に創意工夫や 改善体制があるか	₽評価・	4	16		16
	3 管理運営体制			20	.80		78
	人員配置	職員配置は、当該施設の 行うのに適切か	)業務を	8	32		30
	収支計画・施設 管理	当該施設の業務に係る비書・管理に関する基本的 適切であるか	双支予算 内事項は	.8	32		32
	緊急時の対応	緊急時における、連絡な 機管理体制は適切か	<b>×制等危</b>	4	16	·	16
		技術点 計		56	224	,	221
価格	4 価格			24	96		72
俗点	経費	経費は適正か		24	96		72
	金融 (4)	KLESTOPEC)		300	320		298

	評価項目		西	点	第一順位	第二順位	第三順位
区分			各委員	全体 (×4名)	オリエンタ ル・ビル管 理株式会社	社会福祉法人 扶早会	エ ム ア ン ド エ ム 長 崎 株 式 会 社
	1 基本事項		12	48	48	45	38
	基本方針	当該施設の管理運営業務 について、施設の設置目 的等に合った基本方針・ 理念を持っているか	· 4	16	16	16	14
	平等利用の確保	施設の利用に関し、公平 性を確保する考え方と方 策が適切であるか		16	16	: 14	11
	個人情報の保護	施設の利用者の個人情報 の保護に関する措置は適 切が		16	16	15	13
	2 事業計画		24	96	93	92	83
	施設の設置目的 と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に 浴った成果が得られるも のであるか	8	32	30	. 31	30
技術点	サービスの向上	施設の利用者の増加や利 便性を高めるための提案 であるか	12	48	. 47	46	40
·	評価と改善	事業の提案に創意工夫や 評価・改善体制があるか	4	16	16	15	13
	3 管理運営体		20	80	79	76	67
	人員配置	職員配置は、当該施設の 業務を行うのに適切か	8	32	31	29	27
	収支計画・施設 管理	当該施設の業務に係る収 支予算書・管理に関する 基本的事項は適切である か	8	32	32	32	.28
	緊急時の対応	緊急時における、連絡体 制等危機管理体制は適切 か	4	16	16	15	12
.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	術点計	56	224	220	213	188
価格	4 価格		24	96	80	76	72
	経費	経費は適正か	24	96	80	76	72
		Estal (1)	<b>36</b>	320	300	232	230

# 長崎市立老人福祉施設指定管理者募集要項

#### 1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び長崎市立老人福祉施設条例(昭和44年条例第18号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定により、長崎市立老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

#### 【根拠法令】

地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めると きは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定する ものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

#### 【根拠条例】

長崎市立老人福祉施設条例第3条第1項

市長は、老人福祉施設の管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

# 2 施設の設置目的及び概要

#### (1) 設置目的

老人福祉施設は、地域の高齢者が、健康の増進、教養の向上、レクレーション等を行う活動の場として、高齢者の福祉の増進に資するための施設です。

#### (2) 施設の概要

名 称	所在地	設置年月
長崎市立さくら荘	立山1丁目7番16号	昭和 49 年 5 月
長崎市立東望荘	田中町 299 番地	昭和 49 年 4 月

※その他の詳細は、別に定める「長崎市立老人福祉施設指定管理者業務仕様書」(以下仕様書という。)を参照してください。

# 3 指定管理者が行う業務の範囲

# (1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

なお、詳細は仕様書に従い実施することとします。

- ア 利用者に対する健康の増進、教養の向上等の便宜の供与に関する業務
- イ 老人福祉施設の利用の許可に関する業務
- ウ 老人福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 前3号に掲げるもののほか、老人福祉施設の運営に関して市長が必要と認める業務

## (2) 自主事業

指定管理者は、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する自主的な事業を自らの費用負担により行うことができます。

提案の内容が、施設の設置目的に沿う場合は、長崎市の承認を得て自主事業として実施していた だきます。

また、利便性や魅力の向上に資さないと判断される場合、実施は認められません。

# 4 指定の期間

令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)

# 5 管理に関する基本的事項

#### (1) 開館時間及び休館日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を設定することができます。開 館時間及び休館日についても提案してください。

なお、承認の基準は長崎市立老人福祉施設条例施行規則(昭和44年長崎市規則第45号。以下「規則」という。)第4条及び第5条のとおりです。

詳細については、仕様書を参照してください。

#### (2) 浴室の利用

・午前11時から午後3時まで(火・木・土曜日のみ)の時間帯を基本とし、1日4時間以上とします。

(3) 施設利用等の許可及び制限

条例及び規則等に従って行ってください。

ア 施設利用の許可

条例第7条及び規則第6条に従って行います。

- イ 施設の利用の制限に関する事項
  - (ア) 条例第9条各号に該当する場合には、使用の許可をしないことができます。
  - (イ) 条例第9条各号に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは 停止することができます。

### (4) 主たる業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務の主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ長崎市の承認を得たときはこの限りではありません。この場合、長崎市内に本社を有する長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和55年8月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱(昭和63年12月1日施行)第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)を優先してください。

# (5) 備品等の取り扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。

施設の備品は長崎市が購入しますが、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入することも可能です。この場合、維持管理も含めた費用は指定管理者の負担となり、購入した備品の所有権は指定管理者に帰属します。

# (6) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、個人情報保護に関する法律、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令、条例、規則及び仕様書に記載しているその他の関係法令等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

#### (7) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、長崎市個人情報保護条例第37条の規定により、個人情報の保護に留意するとともに、業務の実施に関して知りえた個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報の取り扱い規程等を作成するものとします。

#### (8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

#### (9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益又は他の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

#### (10) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 5 年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

#### (11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境への配慮に努めることとします。

- ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制
- イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
- ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入(グリーン購入の推進)

#### 6 経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料(以下「委託料」という。) により管理運営を行うこととなります。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は次の表のとおりです。この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とし、面接は行わないこととします。なお、委託料の上限額は各施設あたりの修繕料385万円:税込(年各77万円:税込)を含む総額となります。

本募集要項における経費に関する金額は、すべて税込(消費税率 10%)です。

#### 施設別上限額一覧(5年間分)

単位(千円)

施設名	上限額 (消費稅込)	修繕料(上限額に含む)
長崎市立さくら荘	42,580	3,850
長崎市立東望荘	50,175	3,850

### (1) 委託料

「長崎市立老人福祉施設の管理に関する業務の収支予算書(様式6)」による提案に基づき、 支出(施設の管理運営にかかる経費)の額が委託料となります。管理運営に入った段階で委託料 が不足する場合があっても、長崎市は不足分の支出は行いません。

委託料は協定書で定め、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに四半期に分割して支払います。

# (2) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入に ついては指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となりま す。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の 長崎市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。

基準として、利益の 10%までは全額指定管理者の収入とし、それを超えた部分の 50%を長崎市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

#### (3) 委託料の精算等

修繕料を除き委託料の精算は行いません。

ただし、指定期間内に次の状況となった場合は、委託料について協議を行うこととします。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ「7 責任の分担」に基づく協議が必要となった場合

### (4) 修繕料の精算

指定管理者は、修繕料に係る委託料について、支出の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。

# (5) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

# 7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定することとします。

	項目	長崎市	指定管理者	
	施設管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	0		
制度·法令変更	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		. 0	
	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	0		
税制度の変更	一般的な税制変更		0	
物価変動	物価変動に伴う経費の増		<b>%</b> O	
	人件費等の運営費の膨張		<b>*</b> O	
	長崎市の事情による利用者の減	0		
利用者の変動	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		0	
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		0	
佐いい荷竿の指	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		0	
施設設備等の損 傷	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・ 備品の損傷	協議	事項	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による 事故や火災等に伴う利用者への損害		0 ,	
損害賠償	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備 による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項		
) Table 1 1 - 7 - 1-	管理上の瑕疵による(指定管理者の責による)施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		0	
運営リスク	管理上の瑕疵によらない(長崎市の責による)施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う 臨時休館等の運営リスク	○ (責任の範囲 については協議 する)		
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用 者への損害、臨時休館等に伴う運営リスク	協議	事項	
指定期間開始前0	準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担	1	0	
運営管理(企画記		. 0		
(修繕につ (修繕につ ては、1 件当 生管理) カア (税込 未満のもの)				
管理事務所、倉庫等の物品管理				
使用許可の受付・交付事務				
	幾連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)	•	. 0	

項目	長崎市	指定管理者
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収	0.	
施設の法的管理(占用許可等)	0	
施設の整備、改修	0	
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)にお		
ける指示等		
災害復旧(本格復旧)	0	
火災保険(火災及び災害)	. 0	
施設賠償責任保険		※市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する

<sup>※</sup>指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとします。

# 8 保険

### (1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取り消し後も同様とします。

#### (2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条(公務員の不法行為による損害の賠償)、同法第2条(公の営造物の瑕疵による賠償)に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

#### (3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。 なお、長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。同保険の賠償責任保 険の内容は次のとおりです。

施設賠償責任保険契約類型			D型
てん補限度額	户/+取牌	1 名につき	1億円
	身体賠償	1事故につき	10 億円
	財物賠償	1事故につぎ	2.千万円

<sup>&</sup>lt;本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとします。>

# 9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和元年 10 月 9 日 (水) ~11 月 7 日 (木)
イ 質問書の受付	令和元年 10 月 9 日 (水) ~10 月 24 日 (木) ① 1 回目締め切り 10 月 16 日 (水) ② 2 回目締め切り 10 月 24 日 (木)
ゥ 応募者説明会の開催	令和元年 10 月 16 日(水)
エ 現地説明会の開催	令和元年 10 月 18 日(金)
オ 申請の受付	令和元年 10 月 17 日(木)~11 月 7 日(木)
カ 面接審査の実施	令和元年 11 月中旬
キ 選定結果の通知	令和元年 11 月下旬
ク 指定管理者の指定の手続き	令和元年 12 月(予定)
ケ 指定管理者との協定締結	令和2年2月(予定)
コ 指定管理者による管理の開始	令和2年4月1日(水)

<sup>※</sup>カの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

# (2) 指定管理者の公募手続き

### ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市指定管理者ホームページからダウンロードできます。また、中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課の窓口でも配布します。(住所についてはP8参照)

長崎市指定管理者ホームページURL:

http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/760000/764000/p033562.html

#### イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。回答は、説明会参加団体及び質問団体に FAX又は電子メールにて回答し、併せてホームページにも掲載します。

受付期間 : ①令和元年10月9日(水)~10月16日(水)

②令和元年10月17日(木)~10月24日(木)

受付方法: 質問書(様式1)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて送付して

ください。電話(口頭)での質問は受け付けません。

※ **FAX及び電子メールでの送付については、必ず電話にて通信の確認** をお願いします。

提出先:

			-
施設名	担当課	担当者	住所/電話/FAX/メールアドレス
長崎市立さくら荘	中央総合事務所	野呂	住所:〒850-8685
	総務課	. •	長崎市桜町6番3号
			(長崎市役所別館4階)
			電話:095-829-1428
		,	FAX: 095-829-1432
		٠	メールアドレス:
·			chuo_soumu@city.nagasaki.lg.jp
長崎市立東望荘	東総合事務所	明園	住所:〒851-0134
	地域福祉課		長崎市田中町279番地4
			(中央卸売市場管理棟3階)
	•	·	電話:095-813-9001
			FAX: 095-839-6260
			メールアドレス:
			higashi_chifuku@city.nagasaki.lg.jp

#### ウ 応募者説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を 開催します。

開催日時: 令和元年 10月 16日(水) 14時 00分~15時 30分

開催場所:長崎市男女共同参画推進センター研修室 1・2 (長崎市魚の町 5-1)

参加人数:各団体3名まで

申込方法:申込書(様式2)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて10月15日

(火) 正午までに送付してください。

※ FAX及び電子メールでの送付については、必ず電話にて通信の確認をお願いします。

申込先:上記 イ 質問書の提出先に同じ

# エ 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催しますので、希望される団体は申し込みをしてください。

開催日時: 令和元年 10月 18日(金) 14時~16時 30分

開催場所:各老人福祉施設(住所についてはP1参照)

参加人数:各団体3名まで

申込方法:申込書(様式3)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて10月17日

(木) 正午までに送付してください。

※ FAX及び電子メールでの送付については、必ず電話にて通信の確認をお願いします。

申込先:上記 イ 質問書の提出先に同じ

#### オ申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間 : 令和元年 10 月 17 日 (木) ~11 月 7 日 (木)

8 時 45 分~17 時 30 分

提出期限 : 令和元年11月7日(木)17時30分(必着)

受付場所 : 上記 イ 質問書の提出先に同じ

※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

#### 10 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

法人その他の団体であり、次の事項をすべて満たすものであること。

- ア 長崎市の有資格者であること。
- イ 長崎市内に本社又は入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者であること。 ※複数の団体により構成されるグループでの応募(以下「グループ応募」という。)はできません。

#### 【有資格者名簿への登録について】

本施設の指定管理者に応募するためには、長崎市の有資格者名簿に登録されていることを条件とします。(社会福祉法人及び医療法人を除く。)名簿登録がない団体は、長崎市の

- ·物品製造等
- 建設工事
- 建設コンサル

のいずれかの名簿への登録手続きを行ってください。

#### (手続先)

〒850-8685 長崎市桜町2番22号(長崎市役所本館4階)

長崎市理財部契約検査課総務係 電話 095-829-1160

#### (手続内容)

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

※手続きに要する日数については上記手続先へお問い合わせください。

名簿の種類	提出書類	•
物品製造等	競争入札参加資格審査申請書(物品製造等)	
建設工事	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書	~建設工事~
7# = 1, -1 > 11 0	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書	• .
建 設 コンサル 	~建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等~	1

なお、必要な書類等については、契約検査課窓口、又は次のURLで取得できます。

物品製造等 http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026839.html 建設工事 http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026798.html 建設コンサル http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/320000/321000/p026834.html

- ウ 3年以上の実績を有する(過去3箇年分の財務諸表を提出できる)団体であること。ただし、 法人以外の団体においては、この限りではありません。
- エ 長崎市税、法人事業税(長崎県分に限る)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### (2) 応募団体の制限

応募しようとする団体が次に掲げる項目に該当しないこと。

- ア 長崎市契約規則第2条の規定により長崎市における一般競争入札等の参加を制限されている場合。
- イ 会社法(平成 17年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始 又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き 開始の申立てがあった場合。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、 又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立 てがあった場合。(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された場合 (建設工事に係る有資格者にあっては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査 基準日とする経営事項審査を受け、長崎市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審 査を経て有資格者として認定された者に限る。)を除く。)
- エ 指定管理者の指定取消しを受けたこと又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことがある場合。
- オ 長崎市指定管理者暴力団対策要綱第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力 団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関 係者と密接な交際等を有している団体に該当する場合。
- カ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領又は長崎市各種契約等における暴力団等の 排除措置に関する要綱の規定による指名停止措置の期間中である場合。

#### (3) 必要な資格等

次の免許又は資格等を有する技術者を雇用していること。(取得又は雇用見込みを含む。)

なお、ア〜ウの資格を必要とする業務については再委託不可とします。

- ア 甲種防火対象物の防火管理者の資格
- イ 乙種4類危険物取扱者の資格 ※東望荘の指定管理者を対象とします。
- ウ ボイラー取り扱い技能講習の修了者 ※東望荘の指定管理者を対象とします。

# 11 申請書類

申請時に以下の書類を提出してください。(原本1部、写し6部)

- (1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- (2) 団体の概要書(様式4)
  - (3) 事業計画書(様式5)
- (4) 長崎市立老人福祉施設の管理に関する業務の収支予算書(5箇年) (様式6)
  - (5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書並びに前3 事業年度の収支計算書、事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書(明細書付)、法 人税申告書別表1,4,5の写し(税務署の受付が確認できるもの(電子申告については、受 信通知の写しを添付すること))その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類(法人以 外の団体を除く。)
  - (7) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、(3)で確認)及び役員名簿(様式7)
  - (8) 印鑑証明書(発行から3箇月以内のもの)
  - (9) 納税に関する証明書(発行から3箇月以内のもの)
    - ア 長崎市税においては完納証明書
    - イ 法人事業税(長崎県分)の納税証明書(直近の事業年度分)
    - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(直近の事業年度分) ※納税義務のある場合のみ。
  - (10) 申立書(10(2)に該当しない旨の申立書)(様式8)

#### 【注意事項】

- 注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本工業規格の A 4 版とします。
- 注 2 写し 6 部は、審査の公平性を確保するため、団体(構成団体を含む。)が特定できないよう 団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

# 12 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、長崎市立老人福祉施設指定管理者候補者選定審査会(以下「審査会」という。)委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が

特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは、失格とする場合があります。

なお、審査会委員は、次のとおりです。(五十音順)

井口 茂 (長崎大学)

片山 シノブ (長崎市民生委員児童委員協議会)

北野 健一郎 (長崎市老人クラブ連合会)

佐藤 誠三 (九州北部税理士会長崎支部)

潮谷 有二 (長崎純心大学)

# (2) 応募の制限等

さくら荘及び東望荘両施設に応募することは可能です。また、すでに他の老人福祉施設へ応募した 団体についても応募することは可能です。

#### (3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により、訂正することができます。

(4) 虚偽の記載をした場合の無効

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 申請書類の完備

1 1 に掲げる全ての申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(6) 応募書類の取扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。 ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提 出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(7) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届 (様式 9) を提出していただきます。

(8) 費用負担 -

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

#### 13 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、外部委員による審査会において、技術点及び価格点の合計で 評価を行う総合評価方式により審査し、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理 者候補者を選定後、議会の議決を経た上で指定管理者を指定します。

# (2) 審査の内容

ア 資格審査・

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取り組み内容などについて、審査会が書類及び面接にて審査を行います。

#### (3) 選定基準

- ア安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。
- イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

	評価項目			配点	
区分	大項目	中項目	詳細		
		#++	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目	4	
		基本方針	的等に合った基本方針・理念を持っているか	-+	
	甘一丰百百	<b>亚等利用办路</b> 伊	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策	4	12
	基本事項	平等利用の確保	が適切であるか	7	12
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適	4	
			切か	7	
		施設の設置目的と	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に	8	
4- <b>+</b> -/- <b>4</b>		計画	沿った成果が得られるものであるか	0	
技術点	事業計画	サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案で	12	24
		ソーに入め向土	あるか	12	
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	
		人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か	.8	ĺ
	管理運営	収支計画·施設管	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する	8	
,	体制	理	基本的事項は適切であるか		20
	14年市り	緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切	4	
		光原内のどう	か	-т 	
			経費は適正か		
		※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費			
価格点	価格点 価格	経費	の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場	2	4
			合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価		
			が下がります。		` , ]

# (4) 失格基準 (次のいずれかの項目に該当した場合)

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないと明らかなとき
- イ 6で定める長崎市が支払う委託料の上限額を超えて提案がなされたとき
- ウ 評価項目の大項目のすべてにおいて、配点の50%未満となるとき
- エ 技術点の区分の合計点が配点の60%未満となるとき

### (5) 選定結果

選定結果については、提案内容の採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市指定管理者ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者選定結果通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

#### 14 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議 案は令和元年 11 月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知 します。

# 15 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとします。

- (1) 協定に盛り込む事項
  - ア 総括的事項
    - ・施設の概要(施設の名称、規模、開館時間、休館日など)
    - •指定期間
  - イ 管理業務の履行に関する事項
    - ・業務の範囲に関する事項
    - ・個人情報保護に関する事項
    - ・情報公開に関する事項
    - ・職員への教育・研修
    - ・利用者等からの苦情への対応
  - ウ 施設の利用に関する事項
    - ・自主事業に関する事項
  - エ 委託料に関する事項・
    - 委託料の金額
    - 支払方法及び精算方法
  - オ 事業の実施に関する事項
    - ・実施計画の実施に関する取り決め事項
  - カ 責任分担に関する事項
  - キ モニタリングに関する事項
    - ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
    - ・利用者アンケートに関する事項
    - ・事故報告に関する事項
  - ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

- ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項
- コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項
- サ その他必要な事項
- (2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

# 16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は、長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

# 17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその 賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

- ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。
- イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。
- エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1) 応募資格」に定める要件(アを除く)を満たさなくなったとき。
- オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。
- カ 著しく社会的信用を失ったとき。
- キ その他、市長が必要と認めるとき。

# (2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の 100 分の 10 に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「6 経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただくこととなります。

# 18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営 の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

- ア 長崎市議会での議決が得られない場合
- イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事項が生じた場合
- (2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市 に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、 17の(1)、(2)と同様に取り扱うこととし、その旨を協定書に規定するものとします。

#### . イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が 困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困 難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停 止を命じることができるものとします。

#### (3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただくこととなります。

# (問い合わせ先)

(12)0.12172707	·		
施設名	担当課	担当者	住所/電話/FAX/メールアドレス
長崎市立さくら荘	中央総合事務所	野呂	住所:〒850-8685
·	総務課		長崎市桜町6番3号
			(長崎市役所別館4階)
,			電話:095-829-1428
			FAX: 095-829-1432
			メールアドレス:
•			chuo_soumu@city.nagasaki.lg.jp
長崎市立東望荘	東総合事務所	吉岡	住所:〒851-0134
	地域福祉課		長崎市田中町279番地4
			(中央卸売市場管理棟3階)
		- -	電話:095-813-9001
		· .	FAX: 095-839-6260
			メールアドレス:
			higashi_chifuku@city.nagasaki.lg.jp